



障害のある方へ 手当・医療費助成の申請はお済みですか

下表に該当し、現在手当や医療費助成を受けていない方は、申請をすることができます。いずれも所得制限などがあります。所得超過により、心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当・心身障害者医療費助成制度(障)の受給資格が消滅した方は、平成29年1月～12月の所得(平成30年度住民税算定基礎所得額)が基準内であれば再度申請することができます。詳しくはお問い合わせください。
【担当課】 障害福祉課(区役所2階201番) ☎5654-8301

手当の名称	対象者		手当月額	制限など (次のいずれかに該当するときは、受給できません)
	障害程度	年齢		
特別障害者手当	著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護が必要な方(所定の診断書などにより判定)	20歳以上	26,940円	▷施設入所者 ▷3カ月を超えて入院している方 ▷福祉手当(経過措置)受給者 ▷原爆被爆者介護手当受給者は併給調整あり
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な児童(所定の診断書などにより判定)	20歳未満	14,650円	▷施設入所者 ▷障害を事由とする公的年金受給者
重度心身障害者手当	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な方(東京都心身障害者福祉センターで判定)	新規申請時 65歳未満	60,000円	▷施設、国立保養所などに入所している方 ▷3カ月を超えて入院している方
心身障害者福祉手当	A 身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1～3度 脳性まひ 進行性筋萎縮症	新規申請時 20歳以上 65歳未満	15,500円	▷施設入所者 ▷難病患者福祉手当受給者
	B 身体障害者手帳 3級(20歳未満の方は1～3級) 愛の手帳 4度(20歳未満の方は1～4度) 戦傷病者手帳 特～3項症	新規申請時 65歳未満	7,750円	▷施設入所者 ▷児童育成手当(障害手当)、難病患者福祉手当受給者
	外出支援分 身体障害者手帳 ▷下肢・体幹・移動機能障害 1～3級 ▷視覚障害 1・2級 ▷内部障害 1級 ▷下肢障害が4級以上で、上肢・内部・平衡機能障害のいずれかが3級以上 愛の手帳 1・2度	手帳取得時 65歳未満	2,500円	▷施設入所者

制度の名称	対象者	内容
心身障害者医療費助成制度(障)	次の全てに該当する方 ▷健康保険に加入している65歳未満の方 ▷身体障害者手帳1・2級の方(内部障害を含む場合は1～3級の方)または愛の手帳1・2度の方 生活保護を受給中の方、中国残留邦人等支援給付を受給中の方、東京都規則で定める施設に入所している方を除きます。	◎受給者証を医療機関の窓口に表示することにより、保険診療の自己負担分の医療費の全額または一部を助成します。都外の医療機関で◎受給者証が使用できない場合は、受診後、障害福祉課で医療費助成の申請ができます。

上表の手当や医療費助成は、年齢が65歳以上でも転入した方などは対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

現在◎受給者証をお持ちの方へ

9月は◎受給者証の更新月です

【担当課】 障害福祉課 ☎5654-8301

有効期間が平成30(2018)年9月1日～31(2019)年8月31日の◎受給者証を、8月21日(火)ごろに発送します。所得制限により対象外となる方には、その旨を通知します。新しい◎受給者証が8月中に届かない場合はお問い合わせください。

葛飾区まちづくりシンポジウム 浸水対応型まちづくりに向けて

直接会場へ

【担当課】 調整課 ☎5654-8374

日時 8月26日(日)午後1時30分～4時30分
会場 スマイルホーム西井堀(奥戸3-24-15)

気候変動による浸水リスクに備え、親水を生かしたまちのあり方を共有するため、「浸水対応型まちづくり」について考えます。

【対象】 区内在住の方150人程度

【内容】

- ▶基調講演/加藤孝明氏(東京大学准教授)「気候変動に備えるまちづくりの視点」
- ▶浸水対応型市街地構想(案)の報告
- ▶パネルディスカッション



中川でのボートによる救助訓練

まちづくりに取り組んでいる区民の方にもご参加いただけます。

ご利用ください

広報かつしかが読めるホームページ・アプリ

【担当課】 広報課 ☎5654-8116



マイ広報かつしか

<https://katsushika.mykoho.jp/>

マイ広報かつしかは、葛飾区が発行する「広報かつしか」を記事ごとに読むことができるホームページです。

無料アプリケーションソフト「マイ広報かつしか」からも読むことができます。右のQRコードからアプリをインストールしてください。



Android端末



iOS端末



スマホアプリ「マイロ」

無料アプリケーションソフト「マイロ」を利用して、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末から「広報かつしか」を読むことができます。

右のQRコードからアプリをインストールしてください。



快適な生活環境は お互いの配慮から

「お隣のエアコン室外機がうるさい」「ピアノなどを演奏する音が気になる」など、生活環境をめぐるトラブルが増加しています。

【担当課】 環境課 ☎5654-8236

— トラブルに発展させないポイント —

■ 日頃から近所付き合いを大切に

生活騒音をどの程度迷惑に感じるかは、近所付き合いの程度によって変わります。特に早朝や深夜は想像以上に音が伝わりやすく、小さな音でも不快に感じるが多いため、配慮が大切です。

ちょっとした心遣いや気配りが、トラブルを未然に防ぎます。

■ どうしても我慢できないときは、直接相手に相談を

感情的にならず、住所・氏名を明かした上で、困っている内容を丁寧に説明しましょう。一方的に自分の権利ばかりを主張するのではなく、相手の立場に立って、譲り合いの気持ちで話し合うことが大切です。

対応後は感謝の気持ちも忘れずに伝えましょう。

■ 環境課でも公害に関する苦情・相談をお受けします

相談内容に応じてアドバイスをしたり、関係機関を紹介したりします。

なお、公害の事実確認や対応後の改善状況などをお聴きするため、および個人の利害関係による意図的な通報や無関係な第三者が巻き込まれることを防止するために、匿名での相談はご遠慮ください。